検査結果判定書

東近江市水道課　様

株式会社
水道法第20条第3項　登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001　FAX: 0748-32-4192
水質検査部門管理者　鈴木 正

2021年07月01日　にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	蒲生地区							
試料区分	給水栓							
採取日時	2021年07月01日　12:52～13:00							
天候	前日　曇　当日　雨	気温	23.6 ℃	水温	24.2 ℃	残留塩素	0.30 mg/L	
採取者	吉田 七美		検査区分責任者	川上 奈津子				

判定	検査結果において水道法水質基準値に適合しています。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100以下	厚生労働省告示261号 別表第1	1
2	大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示261号 別表第2	-
3	塩化物イオン	mg/L	14.6	200以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.2
4	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001以下	厚生労働省告示261号 別表第25	0.000001
5	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001	0.00001以下	厚生労働省告示261号 別表第25	0.000001
6	有機物(全有機炭素の量)	mg/L	0.6	3以下	厚生労働省告示261号 別表第30	0.3
7	pH値	-	7.1	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示261号 別表第31	-
8	味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第33	-
9	臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第34	-
10	色度	度	0.5未満	5以下	厚生労働省告示261号 別表第36	0.5
11	濁度	度	0.1未満	2以下	厚生労働省告示261号 別表第41	0.1
12	残留塩素 *	mg/L	0.30	0.1以上	厚生労働省告示318号 別表第1	0.1
13	気温	℃	23.6	-	上水試験方法 Ⅱ-3 1	-
14	水温	℃	24.2	-	上水試験方法 Ⅱ-3 1	-
	-以下余白-					

備考	

*残留塩素は維持管理基準

管理No.　BX2926

検査結果判定書

東近江市水道課　様

株式会社
水道法第20条第3項　登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001　FAX: 0748-32-4192
水質検査部門管理者　鈴木 正

2021年07月01日　にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	長峰地区							
試料区分	給水栓							
採取日時	2021年07月01日　12:34～12:42							
天候	前日　曇　当日　雨	気温	23.6 ℃	水温	25.9 ℃	残留塩素	0.36 mg/L	
採取者	吉田 七美		検査区分責任者	川上 奈津子				

判定	検査結果において水道法水質基準値に適合しています。

	検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1	一般細菌	個/mL	0	100以下	厚生労働省告示261号 別表第1	1
2	大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示261号 別表第2	-
3	塩化物イオン	mg/L	14.6	200以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.2
4	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001以下	厚生労働省告示261号 別表第25	0.000001
5	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001	0.00001以下	厚生労働省告示261号 別表第25	0.000001
6	有機物(全有機炭素の量)	mg/L	0.6	3以下	厚生労働省告示261号 別表第30	0.3
7	pH値	-	7.2	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示261号 別表第31	-
8	味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第33	-
9	臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第34	-
10	色度	度	0.5未満	5以下	厚生労働省告示261号 別表第36	0.5
11	濁度	度	0.1未満	2以下	厚生労働省告示261号 別表第41	0.1
12	残留塩素 *	mg/L	0.36	0.1以上	厚生労働省告示318号 別表第1	0.1
13	気温	℃	23.6	-	上水試験方法 Ⅱ-3 1	-
14	水温	℃	25.9	-	上水試験方法 Ⅱ-3 1	-
	-以下余白-					

備考	

*残留塩素は維持管理基準

管理No.　BX2927